

## 平成28・29年度入札参加資格審査の主観的評価項目の改正について

### [1]主観的評価項目の改正点

滋賀県土木交通部では、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」が施行されたのを契機として、平成25年5月、県内の建設企業のほとんどが中小企業であるという現実を踏まえて、学識経験者や建設産業関係者、関係行政機関職員、消費者団体の代表などで構成する「滋賀県建設産業活性化推進検討会（以下、「検討会」といいます。）」を立ち上げました。検討会では、本県建設産業の活性化推進方策を検討し、今後の施策展開に役立てることとしております。

平成25年11月、検討会における検討結果の中間まとめが報告され、今後の取組の方向性が示されました。この中間まとめへの県の対応のひとつとしまして、入札参加資格審査に用いる主観的評価項目について、次のとおり新規追加および拡充することとしました。

なお、今回の改正については周知期間が必要であるため、格付け等への反映は、平成27年10月～12月の入札参加資格審査申請書受付により平成28年度の入札参加有資格者名簿からとなります。

また、細部の取扱いについては、今後一部変更することがあるので、ご了承願います。

### <変更点>

#### [1]建設業活性化推進検討会中間まとめ対応項目

「地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成」

#### ○災害等の緊急対応への取り組みの拡大強化

- (1) 災害等緊急対応の評価（新規） 協定締結+5点  
災害時緊急対応 1工事+5点（20点を限度）
- (2) 消防団協力活動状況の評価（新規） +10点

#### [2]中間まとめ対応項目 ○地域社会に貢献できる企業の育成

- (1) 地域貢献活動への参加の評価（新規） 1回参加+2点（10点を限度）
- (2) 除雪作業等の受託実績の評価（新規） +10点
- (3) 障害者雇用を行う企業の評価（拡充） 法定雇用障害者数を超える雇用人数に応じて加算+5点（既設の加点と合わせて10点を限度）

#### [3]中間まとめ対応項目 ○コンプライアンスの普及・徹底

- (1) コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業の評価（新規） +5点

## [2]変更のあった主観的評価項目の概要

### 1. 応急救援活動（新規）

（注）客観的評価項目（経営事項審査）においては、防災協定等の締結について従前より評価しております。

#### （1）防災協定等の締結

審査基準日時点（10月1日）において、国、特殊法人（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第1項に規定する法人）または地方公共団体との間で、災害時における防災活動について定めた防災協定または災害協定（以下、「防災協定等」といいます。）を締結している場合、5点を加算します。

【提出書類等】（注）経営事項審査において確認済みの場合は提出不要です（経営事項審査の控えで確認します）。

- ・ 国、地方公共団体および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第1項に規定する特殊法人等との間に締結した防災（または災害）協定書または契約書の写しで確認します。
- ・ 社団法人等（建設業協会等の団体）が防災協定等を締結している場合は、防災協定書または契約書の写しに加え、団体が発行する加入証明書をもって確認します。

#### （2）応急救援活動の実績

① 国、県または市町の要請により応急救援活動を実施した場合、1工事当たり5点を加算します（直近の4年間を対象とします。ただし20点を限度とします）。

（ア） 応急救援活動とは、災害発生後、国、県または市町の要請により防災協定等に基づき実施する工事等であり、災害発生後、数日を経てから実施するいわゆる「本格復旧工事」は対象としません。

（イ） 防災協定等に基づく応急救援活動でない場合であっても、以下のような工事等については加点の対象とします。

（i） 防災協定等を締結している建設企業がない地域で災害が発生し、近隣の建設企業に応急救援活動を要請した場合

（ii） 災害が発生した場所の近隣で、国、県または市町が発注した工事を実施していた建設企業に当該国等が応急救援活動の要請をした場合

（iii） 大規模災害のため防災協定等を締結している建設企業だけでは不足が生じるなどその他のやむを得ない理由により、防災協定等を締結していない建設企業に要請する場合

（ウ） 下請けとして国、県または市町の要請により応急救援活動を実施した場合も、1工事当たり5点を加算します（直近の4年間を対象とします。ただし、元請としての応急救援活動と併せて20点を限度とします）。

下請けは一次・二次等の層次を問わず対象としますが、下記の【提出書類等】に定める書類が必要となります。

（エ） 防災協定等に基づく応急救援活動のうち無償で実施するものについては、P4～P5に記載の地域貢献活動への参加（1回の参加につき2点。評価対象は審査

基準日から過去1年間)で評価します。このうち、発注機関から建設業協会等へ出動依頼があったもので、発注機関ではどの建設企業が従事したか不明であるものについては建設業協会等の証明によるものとします。

- ② 対象期間：審査基準日が平成27年10月1日の場合、平成23年10月1日から平成27年9月30日までに完了検査を終了した応急救援活動

#### 【提出書類等】

1. 元請としての実績の場合
  - ① 国、県または市町による応急救援活動であることの証明書：「別記様式7-1号」
2. 下請としての実績の場合
  - ① 上記1の①の写し
  - ② 元請による応急救援活動を下請したことの証明書：「別記様式7-2号」
3. 二次下請としての実績の場合
  - ① 上記2の①および②の写し
  - ② 直接契約者による応急救援活動を下請したことの証明書：「別記様式7-2号」

## 2. 消防団協力活動状況（新規）

審査基準日において消防団員として6か月以上在籍している職員を継続して6か月以上雇用している場合、1名当たり5点を加算します。10点を限度とします。

### （1）加点対象職員の要件

- ① 平成27年3月30日以前に滋賀県内の消防団に入団し、かつ、その建設企業に平成27年3月30日以前に採用され、平成27年10月1日現在雇用されていること。  
消防団員には、団長、副団長、分団長等を含みます。また、消防団員である職員には、当該企業の役員を含みます。  
※②～⑦については、入札参加資格審査における技術職員の要件と同じです。
- ② 県内の営業所等に勤務していること。
- ③ 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- ④ 社会保険（健康保険および厚生年金保険）に加入していること。  
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。
- ⑤ 雇用保険に加入していること。  
ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- ⑥ 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- ⑦ 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

### （2）留意事項

消防団活動は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、地域防災力の要として災害対応に従事するもので、こうした自主的な活動を県の入札参加資格審査において評価するものです。

この趣旨に反して、入札参加資格確認申請のために、会社が職員に対して消防団への入団を強制することのないようよろしくお願いします。

【提出書類等】

- ・別記様式8「消防団員任命状況確認書」

### 3. 地域貢献活動への参加（新規）

国、県、または市町が主催する地域貢献活動（清掃活動や就業体験受入など）への参加1回につき2点を加算します。10点を限度とします。

①「地域貢献活動」の考え方

（ア）対価を伴わない自主的非営利活動、（イ）企業としての取組み、（ウ）具体的な活動実績、（エ）活動内容の客観的挙証の「基本4要件」を充足する地域貢献活動を実施している場合を評価します（滋賀県内の活動に限ります）。金品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは、当該活動とは認めません。

② 次の「地域貢献活動 分類表」に該当する地域貢献活動を実施し、かつ、①に示す基本4要件のすべてを満たす場合に評価します。

③ 実績の確認方法

「別記様式9 地域貢献活動実施報告書」により証明を受けてください。同報告書に実施した内容が確認できる書類（依頼文・礼状、新聞、写真等）を添付してください。

なお、別記様式9に代えて、地域貢献活動により国、県または市町から受けた礼状や表彰状の写しを提出することもできます。この場合、清掃活動の開催案内等の活動日時が確認できるものを添付してください。

④ 災害時の特例

地域貢献活動については原則として国、県、または市町による実績の証明を要件としますが、災害（「滋賀県災害対策本部」が設置された災害または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害に限ります）発生時において、社会福祉協議会など災害ボランティアを支援する団体に参加を申し出て、その団体の要請等により無償で応急救援活動や災害復旧活動に従事した場合は、その団体の証明によることのできるものとします。

⑤ 対象期間

審査基準日が平成27年10月1日の場合、平成26年10月1日から平成27年9月30日までに実施した地域貢献活動。

⑥ 地域貢献活動の実績の証明について

国、県、または市町が主催する地域貢献活動に参加したとしても、市町が参加の事実を確認できず実績の証明ができなければ加点の対象になりませんのでご注意ください。

【地域貢献活動 分類表】

分類	活動内容	活動の証明者
[分類1] 清掃活動	国、県または市町が主催する清掃活動への参加 (注1)(注2)	・国の各機関、県または市町の長 ・国の各機関、県または市町の施設の長
[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援	就業体験受入または建設業体験事業	・学校の長(私立学校を含む)
[分類3] 地域への技術力の還元	・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動 ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動	
[分類4] 災害緊急時活動	・「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害おける次のいずれかの活動 ①パトロール活動 ②人道支援(炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施) ③がれき等の撤去 ④資機材提供(建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し)	上記の証明者および社会福祉協議会またはボランティアを支援する団体等の長

(注1)「美知メセナ制度」および「淡海エコフオスター制度」に基づく活動については従来どおり別途加点しますので、この地域貢献活動には含みません。

(注2)清掃活動には、自治体が特定の日(びわ湖の日など)に自治会、事業者および各種団体に対して自主的な清掃活動を提唱して実施するもので、実施主体が県や市町でなく評価の対象にならないもの(注4に該当するものを除く)や、清掃活動範囲が広域のため県や市町が参加の証明をすることが困難なものがありますので、証明が可能かどうか、主催者等に事前に相談いただくことをお勧めします。

(注3)災害緊急時活動へ参加を申し出される場合は、必ず法人・個人の別を明確にして申し出してください。なお、災害緊急時活動への参加証明については、災害発生後の混乱の中で参加を申し出て実施するもので、後日の証明が困難な場合があることにご留意ください。

(注4)市町自身が構成員となっており、かつ市町が事務局を担当している団体が実施主

体である場合など、市町が実施主体に深く関与していると認められる地域貢献活動については、市町が主催するものと同様に評価します。

**【提出書類等】**

- ・別記様式9「地域貢献活動実施報告書」

**4. 除雪作業等の受託実績（新規）**

(1) 加算内容

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、県・市町または道路公社が管理する道路に係る除雪・凍結防止剤散布作業（以下、「除雪作業等」という。なお、除雪業務または凍結防止剤散布業務のいずれか一方の受託で可）を受託している場合、10点を加算します。

(2) 提出書類

除雪業務委託契約書等の写し

**5. 障害者雇用を行う企業の優遇（拡充）**

(1) 加算内容

現行制度（障害者雇用率が2%以上の場合 主観点数+20点）に加え、法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している場合、法定雇用障害者数を超える雇用については1名につき5点を加算します。10点を限度とします。

(2) 加算条件

- (ア) 障害者を2人以上雇用している場合に、1人を除いても障害者雇用率が2%を超える場合 5点を加算する（下記の（イ）に該当する場合を除く）。
- (イ) 障害者を3人以上雇用している場合に、2人を除いても障害者雇用率が2%を超える場合 10点を加算する。
- (ウ) (ア) および（イ）において、短時間労働者は0.5人で算定するものとし、1人または2人を除く際の対象者は、除いた後の障害者雇用率が最も高くなる者を選択できるものとします。

※「短時間労働者」とは雇用保険における短時間労働被保険者の方です。（1年以上継続して雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方が該当します。）

(3) 提出書類等

- ・「障害者雇用状況届」

**6. コンプライアンスの普及・徹底（新規）**

(1) 加算内容

コンプライアンスにかかる社内規範等を定めており、かつ、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する不当要求防止責任者を選任して滋賀県警察本部に届出ており、定期的に責任者講習を受講している場合、5点を加算します。

なお、本項目の評価を受けている者が「入札参加停止」または「不正または不誠実な行為」により主観点数の減点を受けることとなった場合は、入札参加停止等の減点に加えてさらに10点を減点します。

(2) コンプライアンスにかかる社内規範等について

次の項目のすべてを含むものとします。複数の社内規則・規程・マニュアル等に分かれていてもかまいません。

ア 建設業法の遵守、イ 贈賄、談合等の不正行為の防止、ウ 独占禁止法の遵守、エ 暴力団等反社会的勢力に対する姿勢、オ 労働関係法令の遵守、カ 交通法規の遵守、キ 人権の尊重、ク 環境への配慮

(3) 不当要求防止責任者および講習受講の要件

不当要求防止責任者を審査基準日において雇用しており、かつ、不当要求防止責任者が審査基準日以前3年以内に責任者講習を受講していること。詳細は次のとおりです。

① 不当要求防止責任者の要件（ア～ウをすべて満たすこと）

ア 平成27年3月30日以前に雇用され、引き続き平成27年10月1日現在雇用されていること。

イ 平成27年10月1日現在、不当要求防止責任者として選任され、滋賀県警察本部に選任届出が提出されていること。

ウ 不当要求防止責任者が審査基準日（平成27年10月1日）以前3年以内に責任者講習を受講していること。なお、審査基準日以前3年以内に不当要求防止責任者が交代している場合で、交代後、責任者講習が開催されていない場合は、前任者の受講終了修了書（審査基準日以前3年以内の受講分に限る）をもって加点評価の対象とします。

※②～⑦については、入札参加資格審査における技術職員の要件と同じです。

② 県内の営業所等に勤務していること。

③ 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。

④ 社会保険（健康保険および厚生年金保険）に加入していること。

ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。

⑤ 雇用保険に加入していること。

ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。

⑥ 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。

⑦ 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

(4) 提出書類

- ・コンプライアンスにかかる社内規範等（社内規則・規程・マニュアルなど）の写し
- ・「不当要求防止責任者講習」の受講修了書の写し

**応急救援活動実施報告書**

(国の各機関、県または市町の長等)  
 ○○○○長 様

所在地  
 商号または名称  
 代表者職・氏名



滋賀県建設工事入札参加資格審査の申請に当たり、下記の活動を実施したことを証明くださるようお願いします。

記

災害等の種類	平成 25 年台風第 18 号	
実施期間	平成 25 年 9 月 16 日～平成 25 年 9 月 18 日	
実施場所	大津市京町 4 番 1-1	
実施内容 (具体的に記入してください。)	県道に堆積した土砂の除去	
	工事番号	
	工事名称	
	契約の種類	(いずれかを選択) ①単価契約に基づく随意契約 ②変更契約 ③ ①以外の随意契約
	出動の依頼を受けた日	
	工期	※単価契約に基づく随意契約または変更契約の場合は、応急救援活動に該当する作業日を記載してください。  平成 年 月 日～平成 年 月 日

- 注1 上記の内容は、申請者が記載してください。  
 注2 災害や応急救援活動の範囲については裏面を参照してください。  
 注3 実施内容についての確認のため、発注機関が工事写真や作業記録等の資料の提出を求めていることがあります。

上記記載の内容に相違ないことを証明します。  
 平成 年 月 日

(国の各機関、県または市町の長等)  
 ○○○○長



注2 災害や応急救援活動の範囲

1. 応急救援活動とは、災害発生後、国、県または市町の要請により防災協定等に基づき実施する工事等であり、災害発生後、数日を経ってから実施するいわゆる「本格復旧工事」は対象としません。
2. 防災協定等に基づく応急救援活動でない場合であっても、以下のような工事等については加点の対象とします。
  - (i) 防災協定等を締結している建設企業がない地域で災害が発生し、近隣の建設企業に応急救援活動を要請した場合
  - (ii) 災害が発生した場所の近隣で、国、県または市町が発注した工事を実施していた建設企業に当該国等が応急救援活動の要請をした場合
  - (iii) 大規模災害のため防災協定等を締結している建設企業だけでは不足が生じるなどその他のやむを得ない理由により、防災協定等を締結していない建設企業に要請する場合

応急救援活動実施報告書

(直接契約者)

〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 様

所在地

商号または名称

代表者職・氏名



滋賀県建設工事入札参加資格審査の申請に当たり、下記の活動を実施したことを証明くださるようお願いします。

記

災害等の種類	平成 25 年台風第 18 号
実施期間	平成 25 年 9 月 16 日～平成 25 年 9 月 18 日
実施場所	大津市京町 4 番 1-1
実施内容 (具体的に記入してください。)	県道に堆積した土砂の除去 (契約書を交わしている場合には、工事番号および工事名称も併せて記載してください。) 元請企業：〇〇〇〇株式会社

注 1 上記の内容は、申請者が記載してください。

注 2 災害や応急救援活動の範囲については裏面を参照してください。

上記記載の内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(直接契約者)

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇



注2 災害や応急救援活動の範囲

1. 応急救援活動とは、災害発生後、国、県または市町の要請により防災協定等に基づき実施する工事等であり、災害発生後、数日を経ってから実施するいわゆる「本格復旧工事」は対象としません。
2. 防災協定等に基づく応急救援活動でない場合であっても、以下のような工事等については加点の対象とします。
  - (i) 防災協定等を締結している建設企業がない地域で災害が発生し、近隣の建設企業に応急救援活動を要請した場合
  - (ii) 災害が発生した場所の近隣で、国、県または市町が発注した工事を実施していた建設企業に当該国等が応急救援活動の要請をした場合
  - (iii) 大規模災害のため防災協定等を締結している建設企業だけでは不足が生じるなどその他のやむを得ない理由により、防災協定等を締結していない建設企業に要請する場合

**消防団員任命状況確認書**

(市町長または消防団長 (注2))

〇〇〇〇長 様

所在地

商号または名称

代表者職・氏名



滋賀県建設工事入札参加資格審査の申請に当たり、平成〇〇年 10 月 1 日現在、下記の職員が貴市町の消防団員として任命されていることを証明くださるようお願いいたします。

記

No.	氏 名	住 所	生年月日	消防団員任命日 ※市町等で記載してください。	
				任命の有無	有 無
1			年 月 日	任命の有無	有 無
				任命日	年 月 日
2			年 月 日	任命の有無	有 無
				任命日	年 月 日

注 上記の内容は、申請者が記載してください（消防団員任命日を除く）。

上記記載の内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(市町長または消防団長)

〇〇〇〇長 (印)

(注1) 上記の内容は、申請者が記載してください（消防団員任命日欄を除く）。

(注2) 消防団長については市町長あて、その他の団員は消防団長あて、証明を依頼してください。

**地域貢献活動実施報告書**

(各証明者)

〇〇〇〇長 様

所在地

商号または名称

代表者職・氏名



滋賀県建設工事入札参加資格審査の申請に当たり、下記の活動を実施したことを証明くださるようお願いします。

記

実施内容 (具体的に記入してください。)	〇〇市民環境美化活動
実施期間	平成〇年〇月〇日
実施場所	〇〇公園周辺
添付書類	写真、新聞記事

注 上記の内容は、申請者が記載してください。

上記記載の内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(証明者)

〇〇〇〇長



注 実施した内容が確認できる書類（依頼文・礼状、新聞、写真等）を添付してください。

※証明を依頼する場合も同様の書類を添付してください。

## 地域貢献活動チェックシート

番号	チェック項目	評価要件	適否												
1	活動日	活動日が審査基準日10月1日の前日から過去1年以内であること。(平成27年度申請分であれば、平成26年10月1日～平成27年9月30日)													
2	活動内容	<p>【地域貢献活動 分類表】 次のいずれかの分類に当てはまること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>活動内容</th> <th>活動の証明者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[分類1] 清掃活動</td> <td>国、県または市町が主催する清掃活動への参加(注1)(注2)</td> <td rowspan="4">                     ・国の各機関、県または市町の長                      ・国の各機関、県または市町の施設の長                      ・学校の長(私立学校を含む)                 </td> </tr> <tr> <td>[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援</td> <td>就業体験受入または建設業体験事業</td> </tr> <tr> <td>[分類3] 地域への技術力の還元</td> <td>                     ・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動                      ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動                 </td> </tr> <tr> <td>[分類4] 災害緊急時活動</td> <td>                     ・「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害おける次のいずれかの活動                      ①パトロール活動                      ②人道支援(炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施)                      ③がれき等の撤去                      ④資機材提供(建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し)                 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	活動内容	活動の証明者	[分類1] 清掃活動	国、県または市町が主催する清掃活動への参加(注1)(注2)	・国の各機関、県または市町の長 ・国の各機関、県または市町の施設の長 ・学校の長(私立学校を含む)	[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援	就業体験受入または建設業体験事業	[分類3] 地域への技術力の還元	・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動 ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動	[分類4] 災害緊急時活動	・「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害おける次のいずれかの活動 ①パトロール活動 ②人道支援(炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施) ③がれき等の撤去 ④資機材提供(建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し)	
分類	活動内容	活動の証明者													
[分類1] 清掃活動	国、県または市町が主催する清掃活動への参加(注1)(注2)	・国の各機関、県または市町の長 ・国の各機関、県または市町の施設の長 ・学校の長(私立学校を含む)													
[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援	就業体験受入または建設業体験事業														
[分類3] 地域への技術力の還元	・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動 ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動														
[分類4] 災害緊急時活動	・「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害おける次のいずれかの活動 ①パトロール活動 ②人道支援(炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施) ③がれき等の撤去 ④資機材提供(建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し)														
3	自主的非営利活動	対価を伴わない自主的非営利活動であること。													
4	企業としての取り組み	参加人数は問いませんが、個人としての自治会活動の一環のものなどは評価の対象としません。													
5	添付書類	「別記様式9 地域貢献活動実施報告書」により証明を受けてください。同報告書に実施した内容が確認できる書類(依頼文・礼状、新聞、写真等)を添付すること。別記様式9に代えて、地域貢献活動により国、県または市町から受けた礼状や表彰状の写しを提出することもできます。この場合、清掃活動の開催案内等の活動日時が確認できるものを添付してください。													

- (注1)「美知メセナ制度」および「淡海エコフオスター制度」に基づく活動については従来どおり別途加点しますので、この地域貢献活動には含みません。
- (注2) 清掃活動には、自治体が特定の日(びわ湖の日など)に自治会、事業者および各種団体に対して自主的な清掃活動を提唱して実施するもので、実施主体が県や市町でなく評価の対象にならないもの(注4に該当するものを除く)や、清掃活動範囲が広域のため県や市町が参加の証明をすることが困難なものがありますので、証明が可能かどうか、主催者等に事前に相談いただくことをお勧めします。
- (注3) 災害緊急時活動へ参加を申し出される場合は、必ず法人・個人の別を明確にして申し出してください。なお、災害緊急時活動への参加証明については、災害発生後の混乱の中で参加を申し出て実施するもので、後日の証明が困難な場合があることにご留意ください。
- (注4) 市町自身が構成員となっており、かつ市町が事務局を担当している団体が実施主体である場合など、市町が実施主体に深く関与していると認められる地域貢献活動については、市町が主催するものと同様に評価します。



主観的評価項目	主観点数
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等 (平成27年9月30日以前に登録または認定を受けたもの)	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 <b>+10</b> 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 <b>+20</b> +次世代育成支援対策推進法に基づく基準 適合一般事業主の認定
⑤ 応急救援活動	
(ア) 防災協定の締結	協定締結 <b>+5</b>
(イ) 応急救援活動の実績(平成23年10月1日～平成27年9月30日に完了検査を終了した応急救援活動)	応急救援活動 <u>1工事当たり</u> <b>+5</b> (上限20点)
⑥ 消防団協力活動状況	消防団員として活動している従業員等 <u>1名につき</u> <b>+5</b> (上限10点)
⑦ 地域貢献活動への参加 (平成26年10月1日～平成27年9月30日に参加した活動)	参加1回につき <b>+2</b> (上限10点)
⑧ 除雪作業等の受託実績 (平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に 県・市町または滋賀県道路公社との間で契約を締結している場合)	<b>+10</b>
⑨ コンプライアンスの普及・徹底	
(ア) 不当要求防止責任者選任および社内規範等の制定	<b>+5</b>
(イ) 前年度の入札参加資格申請において(ア)の評価を受けている者が下記の【4】の①または②に該当した場合	<b>-10</b>
【4】信用状況	
① 入札参加停止状況 (平成26年1月1日～平成27年12月31日の2年間の停止歴)	1月未満 <b>-5</b> 1月以上 2月未満 <b>-10</b> 2月以上 3月未満 <b>-20</b> 3月以上 6月未満 <b>-30</b> 6月以上 12月未満 <b>-50</b> 12月以上 <b>-70</b>
② 不正または不誠実な行為	完成工事高の嵩上げや経番点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点します。

注1 【1】については参加希望工事ごとに、【2】～【4】については、その企業全体の評価として算定します。

注2 【1】については、JVによる工事を評価対象から除きます。



訂正履歴

訂正日	訂正箇所	訂正内容	備考
H27.3.10	P3 5行目	「・・・に要請を受けた」→「・・・に検査を終了した」	P16「変更後の主観点数一覧表」との文言の統一を図りました。
H27.3.10	P5 地域貢献活動分類表(分類1 活動内容)	「国、県および市町が主催する清掃活動への参加」→「国、県または市町が主催する清掃活動への参加」	他の箇所の記載との文言表現の統一を図りました。
H27.3.10	P5 地域貢献活動分類表(活動の証明者)	・ <u>学校長または理事長等</u> (私立学校を含む)→ <u>学校の長</u> (私立学校を含む)	私立学校の場合、学校長に代わり理事長等が証明することも有り得るとして記載しておりましたが、学校以外の民間企業においても理事長の職があり、民間企業への貢献であつても評価の対象になるとの誤解を招くことから、「または理事長」を削除しています。
H27.3.10	P5 地域貢献活動分類表(分類3 活動内容)	「 <u>公共施設除雪、学校グラウンド整備、高齢者宅水道・電気点検活動</u> 」→ 「 <u>公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動</u> 」 ・ <u>国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動</u> 」	評価の対象となる活動内容の範囲がわかりにくいという指摘がありましたので訂正します。
H27.3.10	P8 別記様式7-1 応急救援活動実施報告書	実施内容欄に記載すべき内容を明記し、注意書きを追加しました。	旧様式で証明を受けている場合も有効な証明として取り扱います。
H27.3.10	P16 「変更後の主観点数一覧表」	「応急救援活動 1件当たり +5」→「応急救援活動 1工事当たり +5」	本文P2との文言の統一を図りました。
H27.3.10	P2本文他	「 <u>建設業者</u> 」→「 <u>建設企業</u> 」 「 <u>元請業者</u> 」→「 <u>元請企業</u> 」 「 <u>下請業者</u> 」→「 <u>下請企業</u> 」	表現の統一を図りました。
H27.6.01	P7下から1行目	「 <u>不当要求防止責任者講習</u> 」の受講修了書→「 <u>不当要求防止責任者講習</u> 」の受講修了書の <u>写し</u> 」	記載の誤りを訂正しました。